

副 本

平成30年(ワ)第24351号 損害賠償請求事件

原 告 Ambika Budha Singh

被 告 東 京 都 外1名

準 備 書 面 (9)

令和3年12月3日

東京地方裁判所民事第4部合議B係 御中

被告東京都指定代理人 加 藤 真 理 

同 松 岡 史 明 

同 寺 本 孝 規 

同 前 田 香 里 

同 松 本 渉 

同 高 橋 一 光 

被告東京都は、本準備書面において、令和3年9月24日付け原告第11準備書面（修正版）（以下「原告第11準備書面」という。）における原告の主張に対して認否し（後記第1）、亡アルジュンの水分補給等に関する事実経緯を補足とともに（後記第2）、必要と認める範囲で反論し（後記第3）、原告の求釈明に対して回答する（後記第4）。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、被告東京都の従前の例による。

## 第1 原告第11準備書面における原告の主張に対する認否

### 1 第1について

#### (1) 1について

##### ア 第1段落について

おおむね認める。

ただし、亡アルジュンが新宿署に任意同行された（到着した）時刻は、午後4時35分頃である。

また、組対課員は、亡アルジュンに留置前の診療を行うため、留置施設へ入場させなかつたものであるし、亡アルジュンは同診療のため新宿署を出発するまでの間、取調べ室内の椅子に座った状態で眠って休んでいた（被告都準備書面(1)第2の2(2)・14及び15ページ参照）。

##### イ 第2段落について

組対課員が、3月14日午前10時15分頃（午前9時頃ではない。）に新宿署を出発して亡アルジュンを医療研究センターに護送したこと、亡アルジュンが捜査車両内で約1時間待機したこと、甲29号証に、3月14日午前11時46分に医療研究センターで検体検査が行われた旨の記載があること、同時刻頃まで亡アルジュンが捜査車両内で待機していたことは、認める。

亡アルジュンが医療研究センター到着後すぐに受診できなかつた理由

については、不知。

亡アルジュンが捜査車両内で待機中に複数回嘔吐したとの点は、否認する。

#### ウ 第3段落について

甲29号証に、「一昨日から咳、嘔気、下痢、腹痛、昨日から痰と嘔吐があり。熱はない。基礎疾患はなし。」との記載があること、「B T 37.8°C (室温高かった)」との記載があり亡アルジュンが発熱していたことが確認されたこと、「腹部：腹部一部しか見えないが、軟。全体が痛い。」との記載があることは、認める。

その余は、否認ないし争う。

#### エ 第4段落について

亡アルジュンが、3月14日の時点において発熱及び嘔吐の症状があったことは、認める。

ただし、亡アルジュンは、取調べ室内及び本件カードの拾得場所の確認中に嘔吐したものである。

主張は争う。

#### (2) 2について

##### ア 第1段落について

亡アルジュンが、3月14日の朝食時に、白米には一切手を付けず、おかずを少し食べただけであったことは、認める。

ただし、亡アルジュンは、朝食として白米及びおかずが提供されると、パンが好きだなどと述べておかずのみを食べたものである（被告都準備書面(1)第2の2(2)・15ページ参照）。

主張は争う。

##### イ 第2段落について

亡アルジュンが、午後3時頃に医療研究センターから新宿署に戻ったこと、その後、昼食としてコッペパン2個を食べたことは、認める。

その余は、否認ないし争う。

亡アルジュンは、昼食として用意されたコッペパン2個のうち、1個にマーガリンを付けて勢いよく食べ、その後、留置施設に入場する前にもう1個のコッペパンを食べたものであり、また、その間にパックジュース1本も飲んでいる。

#### ウ 第3段落及び第4段落について

亡アルジュンが、3月14日の夕食で白米に手を付けずに完食しなかつたことは、認める。

主張は争う。

#### (3) 3について

##### ア 第1段落について

争う。

##### イ 第2段落について

亡アルジュンが起床後に保護室に連行されていること、丙5号証動画2において、留置課員が「はい、反抗」、「反抗」、「はい、49分（42分ではない。）」と述べていることは、認める。

その余は、否認ないし争う。

##### ウ 第3段落について

亡アルジュンの保護室への連行開始時の丙5号証動画2及び3における時刻表示が「06：50：33」であること、保護室へ連行した時点の同号証動画5における時刻表示が「06：51：30」であること、同号証動画5の時刻表示「06：58：24（「06：58：30」ではない。）」の時点で亡アルジュンへの戒具装着が完了したこと、亡アルジュンの両手首、腰、両膝及び両足首に戒具が装着されたことは、認める。

その余は、否認ないし争う。

亡アルジュンに戒具の装着が開始された際は留置課員5名で対応しており（丙5号証動画5「06：51：53」の頃）、その後、保護室に入室

した新宿署員の人数は16名となっているが、同人らは亡アルジュンの暴れによって、同人や新宿署員が受傷することなどを防止するため監視等に当たっていたにすぎないものである（被告都準備書面(2)第1の2(4)イ・11ページ参照）。

#### エ 第4段落について

亡アルジュンが起床後、朝食をとる前に戒具の使用が開始されたことは、認める。

亡アルジュンが起床後、保護室に連行されるまでの間、水分補給をしていなかつたとの点は、不知。

ただし、亡アルジュンが留置された居室内には、洗面台が設置されており、いつでも水を補給できる環境であった（丙30号証）。

その余は、否認ないし争う。

#### オ 第5段落について

留置課員が、亡アルジュンを検察庁に護送するため、ベルト手錠及び両膝の戒具（捕縛）を外したこと、その後、標準手錠、腰部の器具（護送用ベルト）を亡アルジュンに装着し、両足首の戒具（新型捕縛）の装着は継続したことは、認める。

その余は、否認ないし争う。

丙5号証動画5によれば、留置課員がベルト手錠を外した時刻は午前9時頃（同号証動画5「09：01：50」の頃）であり、捕縛を外した時刻は午前9時2分頃（同号証動画5「09：03：58」の頃）である。

#### カ 第6段落について

亡アルジュンを保護室収容中、同人が排尿したり、水分補給をした事実がないことは、認める。

主張は争う。

#### キ 第7段落について

亡アルジュンが検察庁に護送されたこと、亡アルジュンに装着していた

標準手錠の片側が外されたこと、亡アルジュンが午前11時頃に意識を消失し、同人に装着されていた全ての戒具が外されたこと、亡アルジュンに対して、午前11時34分から死亡確認時刻の午後2時46分までの間に蘇生が試みられたが、一度も心拍が再開していないことは、認める。

標準手錠の片側が外された時刻が午前11時頃であったとの点、標準手錠の片側が外された直後に亡アルジュンが意識を消失したとの点は、否認する。

標準手錠の片側が外された時刻は午前10時34分頃から午前10時43分頃までの間であり、亡アルジュンは標準手錠の片側が外された直後に意識を消失したものではない（被告都準備書面(1)第2の10(2)ないし(9)・22及び23ページ参照）。

主張は争う。

## 2 第2について

否認ないし争う。

## 3 第3について

### (1) 1ないし3について

争う。

### (2) 4について

相被告国に関する主張であり、認否の限りでない。

## 第2 亡アルジュンの水分補給等に関する事実経緯の補足

原告は、原告第11準備書面において、亡アルジュンが脱水症状の状態であったとの主張を新たに追加したため、被告東京都が既に詳述した本件における事実経緯（被告都準備書面(1)第2・12ないし24ページ）に、以下のとおり補足する。

### 1 取調べ室入室から新規留置までの間（3月13日及び14日）

以下に述べるとおり、亡アルジュンが取調べ室に入室してから新規留置まで

の間、主に同人の対応をした者は、組対課中里敦巡査部長（以下「中里巡査部長」という。）である。

そして、中里巡査部長が亡アルジュンの対応をした間、取調べ室において、時期については明確でないが、亡アルジュンの要求に応じて何度もコップで水を与えていた。

**(1) 取調べ室入室から通訳人到着までの状況について（被告都準備書面(1)  
第2の1(4)・13ページ）**

この際、中里巡査部長は、亡アルジュンがコップの水を飲みながら所持品検査に素直に応じている状況を確認している。

**(2) 通訳人到着から本件カードの拾得場所の確認までの状況について（被告都準備書面(1)第2の1(5)・13及び14ページ）**

中里巡査部長が亡アルジュンを取調べ中、同人はバケツに痰唾を数回吐いていたが、質問の受け答えはしっかりとしており、体調が悪い様子は見受けられなかった。

**(3) 本件カードの拾得場所を確認した際の状況について（被告都準備書面(1)  
第2の1(6)・14ページ）**

中里巡査部長ほか3名の警察官で本件カードの拾得場所の確認に赴いた際、亡アルジュンは路上で嘔吐したが、それ以上に体調が悪い様子は見受けられなかった。

**(4) 逮捕後の取調べから留置前の診療までの状況について（被告都準備書面  
(1)第2の2(1)及び(2)・14及び15ページ）**

中里巡査部長が亡アルジュンを逮捕後に取調べ中、同人はバケツに痰唾を数回吐き、お腹が空いていて気持ちが悪い旨を述べたものの、それ以上に体調が悪い様子は見受けられなかった。

また、亡アルジュンは、取調べ終了後、朝食として白米及びおかずが提供されると、パンが好きだなどと述べておかずのみを食べた。

**(5) 留置前の診療の状況について（被告都準備書面(1)第2の2(3)ないし**

(5)・15ページ)

中里巡査部長は、亡アルジュンが医療研究センターに向かう途中の捜査車両内で気持ち悪そうな様子であったことを認め、車酔いをしたものと考え、捜査車両の窓を開けて新鮮な空気を取り込んだところ、亡アルジュンは落ち着いた様子になった。

また、亡アルジュンは、医療研究センターにおいて捜査車両内で待機していた間、「スモーク、スモーク」とたばこを吸いたい旨を述べたため、中里巡査部長が身振り手振りでたばこは吸えないことを伝えた。

なお、亡アルジュンは、留置前の診療のため新宿署を出発してから同署に戻るまでの間、嘔吐することはなかった。

(6) 留置前の診療終了後から新規留置までの状況について（被告都準備書面）

(1) 第2の2(6)・16ページ)

中里巡査部長が亡アルジュンの昼食の対応をしたところ、同人は、コッペパン2個のうち、1個にマーガリンを付けて勢いよく食べ、その後、留置施設に入場する前にもう1個のコッペパンを食べた。また、亡アルジュンは、パックジュース1本も飲んだ。

2 新規留置から保護室収容までの間（3月14日及び本件当日）

(1) 前提事実

亡アルジュンが留置された居室内には、洗面台が設置されており、いつでも水を補給できる環境であった（丙30号証）。

そして、通常、新宿署留置施設に留置されている被留置者は、洗面台の蛇口から水を出し、手を使うなどして飲むことが多く、被留置者の要望に応じて留置課員がコップを渡すこともある。

なお、新宿署には、本件当日、51名の被留置者が留置されており、留置課員は、亡アルジュンが、いつ頃、どの程度の水分を補給していたのかを記憶していない（記録もない。）。

(2) 夕食から就寝時までの状況について（被告都準備書面(1)第2の4・16

ページ)

亡アルジュンは、3月14日午後5時頃に夕食を食べ（白米には手をつけず、おかずのみを食べた。）、医療研究センターで処方された薬を飲んだ。

この際、中村警部補及び古嶋巡査長は、亡アルジュンが薬をコップの水とともに飲んだことを確認している。

(3) 保護室収容から戒具使用時の状況について（被告都準備書面(1)第2の6及び7・17ないし20ページ）

亡アルジュンは、戒具を使用されていた間、水分を補給していない。

(4) 検察庁へ向けた護送時以降の状況について（被告都準備書面(1)第2の8ないし10・20ないし24ページ）

被留置者を検察庁へ単独護送する際は、水が入った水筒を留置課員が携行し、被留置者から求めがあれば、その水を飲ませている。

亡アルジュンを単独護送した際も、中村警部補らは水筒を携行していたが、亡アルジュンから水分補給の要求があったか否か記憶していない。

### 第3 原告の主張に対する反論

#### 1 亡アルジュンの死因について

##### (1) 原告の主張

原告は、令和3年9月3日付け前田剛医師作成に係る「亡・Singh Arjun Bahadur氏に関する医学的意見書」（甲30号証。以下「前田意見書」という。）に基づき、血液生化学検査の結果、Dダイマー値が $31.04 \mu\text{g}/\text{ml}$ （正常上限値は「1以下」）に上昇していることを根拠として亡アルジュンの主たる死因は肺動脈血栓症であるとした上で、亡アルジュンに対して過度の身体拘束措置を加え、十分な水分補給をせず、脱水状態に陥らせたことが原因であり、遅くとも保護室内で戒具を使用されている時点で亡アルジュンが脱水状態に陥っていたことは明らかであるなどと主張する（原告第11準備書面第2・4ないし8ページ）。

## (2) 被告東京都の反論

### ア 剖検結果との齟齬について

前田意見書には、東京大学大学院医学系研究科法医学教室で行われた司法解剖時に撮影された写真（以下「司法解剖写真」という。）に、心臓の断面や肺動脈を剖検した所見が撮影されていないため、右心室や肺動脈の評価を行うことができない旨が記載されている（甲30号証1ページ）。

しかしながら、亡アルジュンのご遺体の心臓を摘出した状態で撮影された司法解剖写真（原告の令和3年4月26日付け文書送付嘱託申立ての結果提示された写真データの「DSC\_5546」）。以下、これらの写真データを引用するときは、「司法解剖写真○○○○」と表記する。）には、肺動脈の断面が映し出されている（丙31号証の写真1の○部分）。そして、仮に、肺動脈血栓症が生じていたのであれば、血液の塊（血栓）が肺動脈に詰まっているはずであるが（丙32号証の1・7枚目と8枚目の□部分、丙32号証の2・3ページの胸部造影CT、丙32号証の3・1枚目と3枚目の□部分）、丙31号証の写真1の○部分には、血栓が詰まっている状況が一切認められない。

また、「司法解剖写真5509」には、心臓の断面を剖検した所見が撮影されており、右心室の状態が撮影されているところ（丙31号証の写真2の○部分）、当該箇所にも血栓ようのものが付着している事実は認められない。

### イ Dダイマー値について

前田意見書には、亡アルジュンのDダイマー値が高値であったことを指摘して、亡アルジュンの体内に血栓ができていたことを示している旨が記載されており（甲30号証2ページ）、実際、本件当日午前11時56分に採血・血液生化学検査（以下「本件血液検査」という。）が行われた結果として亡アルジュンのDダイマー値が高値であった事実が認められる（甲1号証28ページ）。

しかしながら、Dダイマー値は、陰性であれば深部静脈血栓症や肺血栓塞栓症の存在を否定できるという除外診断的な意味合いを持つ数値であって、陽性であるのみで深部静脈血栓症や肺血栓塞栓症を積極的に診断できるものではないし、確定診断は、多くの場合、血栓の摘出を必要とするとしてされているのである（解剖の結果、血栓そのものが確認されていないことは上記で述べたとおりである。）（丙33号証の1ないし4）。つまり、Dダイマー値が異常値であることのみをもって、深部静脈血栓症等であると診断できるものではない（甲30号証に添付された「静脈血栓塞栓症診断を目的としたDダイマーのカットオフ値設定およびその運用について（阿部正人ら）」においても、Dダイマー値だけで静脈血栓塞栓症の判断を行っていない。）。

また、Dダイマー値が上昇する病態・疾患は、深部静脈血栓症に限られておらず、様々な疾患のほか、激しい運動によっても上昇するものとされているところ（丙33号証の5）、丙5号証の動画から明らかなように、亡アルジュンは、保護室に連行される前から暴れ始め、保護室収容中も戒具が装着されたままの状態で頭を持ち上げたり、腕や手首を捻って動かしたり、膝を曲げたり、体を反転させるなどして、装着されていた戒具が何度も緩むほど動き続けていたのであるから、このような激しい動きによって、Dダイマー値が上昇した可能性も十分ある。

なお、Dダイマー値は死戦期から死後において変動することがあり、特に、外傷群では高値となる症例が多かったとの見解もあるため（丙33号証の6）、本件血液検査の結果としてDダイマー値が高値であったことは、死戦期における変動であった可能性もある。

#### ウ 血液の状態について

前田意見書には、脱水状態では血液の粘性が上昇し鬱血を引き起こしやすく、更に血栓自体の形成も起こりやすい（血液がサラサラ流れなくなる）と記載されており（甲30号証3ページ）、亡アルジュンが脱水状態で

あつたことを前提としている。

しかしながら、一般に採血データによる脱水を示す所見には「ヘマトクリット高値」、「尿素窒素/クレアチニン比が25以上」及び「尿酸値7mg/dl以上」があるところ（丙34号証の1。なお、脱水状態を明確にする指標としては「尿素窒素/クレアチニン比」が特に注目されている〔丙34号証の2及び3〕。）、本件血液検査の結果によれば、「ヘマトクリット（HCT）28.1」（上限値は50、下限値は40・甲1号証28ページ）、「尿素窒素/クレアチニン比」は「9.48（14.8/1.56）」（甲1号証29ページ）、「尿酸（UA）6.5」（同号証29ページ）であり、亡アルジュンが脱水状態であったことを示す所見は認められない。

また、亡アルジュンの血液の粘度を示す「ヘモグロビン（HbG）」は「9.4」であり、その一般的な上限値は17、下限値は14である（甲1号証28ページ）。そして、血液の粘度は同値が上昇するにつれ高くなるとされているが（丙34号証の4）、「9.4」は下限値の14を下回っているから、血液は「サラサラ」の状態であったと認められる（丙34号証の4）。

なお、前記第2（6ないし9ページ）で述べたとおり、亡アルジュンは適宜水分を補給している。

## エ その他について

前田意見書に添付された「身体拘束中または直後に肺血栓塞栓症によって死亡した精神科入院患者の経験（呂彩子ら）」には、精神科入院中に身体拘束が施行され、拘束中もしくはその直後に急死し、剖検によって肺血栓塞栓症と診断された6事例が挙げられている。

しかるところ、これらの事例は1日半から7日という長期間にわたって身体拘束が行われた後に肺血栓塞栓症が生じている事例であつて、本件のように戒具（ベルト手錠、捕縄及び新型捕縄）が装着されていた時間が

約2時間10分（検察官で亡アルジュンに装着していた標準手錠及び新型捕縄を外した時間まで考慮したとしても約4時間8分）という比較的短時間の身体拘束によって肺血栓塞栓症が生じた事例ではない。

また、前田意見書には、司法解剖の鑑定書の「本屍血中の血糖は、46 mg/dl（生体基準値70-110mg/dl）であった。」と記載されていることを指摘して、亡アルジュンはほとんど食べ物を経口摂取していなかったと考えられると記載されているが（甲30号証3ページ）、死後は解糖系が血液中のグルコース濃度を急激に減らし続け、グルコースレベルに大きな変動が生じるため、血糖値は生化学パラメーターとしての価値はないとされていることから（丙35号証の1及び2）、上記数値をもって、亡アルジュンがほとんど食べ物を経口摂取していなかったと評価することはできない。

なお、前記第2の1(4)及び(6)、同2(2)（7ないし9ページ）で述べたとおり、亡アルジュンは食べ物を摂取している。

#### オ 小括

以上述べたとおり、司法解剖写真によれば、肺動脈血栓症が生じていないと認められる上、亡アルジュンのDダイマー値が高値であることをもって肺動脈血栓症が生じていたと評価することはできず、本件血液検査に脱水を示す所見がないことからすれば、亡アルジュンの主たる死因は肺動脈血栓症であり同人が脱水状態に陥っていたとする原告の主張が失当であることは明らかである。

### 2 被告東京都の注意義務違反に関する原告の主張について

#### (1) 原告の主張

原告は、留置課員は、①戒具使用に際し必要以上に緊縛し、使用部位を傷つけ、又は血液の循環を妨げない義務、②戒具使用に際して適切に水分補給を行う義務、③保護室収容に際して医師に十分な情報提供を行った上で意見聴取する義務にそれぞれ違反し、よって亡アルジュンに肺動脈血栓症を惹起

させ死亡に至らしめたなどと主張する（原告第11準備書面8及び9ページ）。

## （2）被告東京都の反論

ア 前記1（9ないし13ページ）で述べたとおり、そもそも、亡アルジュンが脱水症を起こして肺動脈血栓症を惹起していたとは認められないから、原告の主張は前提において失当である。

イ この点をおくとしても、被告都準備書面(1)第3の3（26ないし32ページ）等で詳述したとおり、留置課員が亡アルジュンに対して戒具を使用するにあたり使用部位を傷つけ、又は血液の循環を妨げない義務を怠った事実はないし、前記第2（6ないし9ページ）で述べたとおり、新宿署員は、亡アルジュンの一連の取扱いの中で、戒具が装着されていた約2時間10分を除いて、適宜亡アルジュンに対して水分を補給させたり、留置施設内では亡アルジュンはいつでも水分を補給出来る状態にあった上、留置課員は、刑事収容施設法214条2項に基づき亡アルジュンを保護室に収容するに当たって医師の意見聴取を行っているから（丙20号証）、亡アルジュンの一連の取扱いに国賠法上の違法が認められないことは明らかである。

ウ そして、原告は、亡アルジュンに脱水状態を原因として肺動脈血栓症が生じて死亡したとする前田意見書に依拠して、一連の亡アルジュンの取扱いの中で新宿署員が適切に水分を補給させる注意義務に違反したとの結論を導き出しているが、そもそも、新宿署員が亡アルジュンに水分補給をさせていなかったことは何ら立証できていない上、亡アルジュン自らが水分補給をしないことが原因であったとの推測も成り立つはずであるのに、その点を全く考慮することなく、唐突に新宿署員が水分補給させていなかつたというのは、明らかに無理がある（実際のところは、前記第2のとおり、新宿署員は亡アルジュンに対して適切に水分補給をさせている。）。加えて、亡アルジュンが通常必要と考える程度の水分補給では足りなかつた可

能性も考えられるはずであるが（例えば、糖尿病等の基礎疾患がある場合の高血糖による脱水症状等も考えられる〔丙36号証〕。）、原告は、そういう点も一切考慮していない。

これらのことからすれば、原告は、「水分不足による脱水状態を原因とする死亡」という医師の意見を基に、無理矢理、新宿署員の不作為（水分補給させなかつた）によって亡アルジュンが死亡したという結果をこじつけたものというほかない。

#### 第4 原告の求釈明（令和3年10月6日付け原告第12準備書面）に対する回答

- 1 亡アルジュンの占有離脱物横領被疑事件に係る捜査上及び刑事手続上作成された資料は、平成29年3月15日、検察庁に送致しており、被告東京都は保有していない。
- 2 医療研究センターでの留置前診療について作成された資料は、被留置者診療簿（丙2号証）のみである。
- 3 亡アルジュンの取調べ時の通訳人に関する通訳依頼書や支払調書等の資料は、釈明を求める理由が不明であるため、回答の要を認めない。
- 4 亡アルジュンの占有離脱物横領被疑事件に係る取調べ等に従事した警察官は、前記第2の1（6及び7ページ）で述べたとおり、中里巡査部長であり、同人の陳述書の提出については、必要に応じて検討する。

#### 第5 結語

以上のとおり、原告の請求に理由がないことは明らかであるから、本訴請求は棄却されるべきである。

以上